

令和5年12月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

**携帯電話機（スマートフォン）に関する事故（リコール対象製品）について**

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 7件  
（うちバッテリー（リチウムポリマー、玩具用）1件、  
電動アシスト自転車1件、蛍光ランプ1件、照明器具1件、  
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、  
除湿機1件、携帯電話機（スマートフォン）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
（うち電動車いす（ハンドル形）1件、温水式浴室換気乾燥暖房機1件、  
喫煙器具（充電式、たばこカートリッジ加熱式）1件、  
シュレッダー1件、リチウム蓄電池1件、  
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、照明器具（充電式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし
  1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項  
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300163、A202300164、A202300173、A202300266、A202300277、A202300370を除く。）。  
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300843	令和5年12月15日	令和5年12月25日	電動車いす(ハンドル形)	重傷1名	店舗の駐輪場で当該製品で走行中、駐輪中の自転車に接触後、自転車転倒防止柵に衝突し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300844	令和5年12月12日	令和5年12月25日	温水式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202300845	令和5年11月22日	令和5年12月25日	喫煙器具(充電式、たばこカートリッジ加熱式)	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300846	令和5年11月29日	令和5年12月25日	シュレッダー	火災	施設で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年12月14日に消費者安全法の 重大事故等として 公表済
A202300848	令和5年10月10日	令和5年12月26日	リチウム蓄電池	火災	事業所の休憩所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月18日
A202300849	令和5年11月20日	令和5年12月26日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	工場で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月13日